

能代市社会福祉協議会出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する集会や教育機関、企業等に能代市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員を派遣し、講座や実習等を実施することにより、市民の福祉への理解や支え合いの意識を醸成し、併せて本会に関する理解を深め、支え合い・助け合いのまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この講座の名称は、能代市社会福祉協議会出前講座（以下「出前講座」という。）とする。

(対象)

第3条 出前講座は、市内に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する団体及び企業を対象とする。

(内容)

第4条 出前講座の内容は会長が別に定める。

(実施時間及び場所)

第5条 出前講座は原則として平日に開催するものとし、開催時間は午前9時から午後5時までのうち概ね2時間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

2 出前講座の実施場所は、市内に限るものとし、申込団体等が確保しなければならない。

(申込み)

第6条 出前講座の実施を希望する団体等は、受講する1カ月前までに能代市社会福祉協議会出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(受託の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申し込みがあったときは、講座の内容、開催日等について当該出前講座の担当係等と調整の上、受託の可否を決定し、申込団体等に連絡するものとする。

2 会長は、前項の受託を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受託の制限)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反すると認められたとき。

(費用負担等)

第9条 出前講座にかかる講師の派遣料は無料とする。

2 教材費、会場借上費その他出前講座に係る費用については、申込団体等が負担しなければならない。

(事務局)

第10条 出前講座の事務局は地域福祉課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。